

令和3年度 地域運動部活動推進事業
(スポーツ庁委託事業)

成果報告書

札幌市教育委員会

令和4年2月

【目 次】

- 1 札幌市及び札幌市立中学校における部活動について
 - (1) 札幌市について
 - (2) 札幌市立中学校における部活動について

- 2 モデル校における実践研究について
 - (1) 目的
 - (2) 実施体制
 - (3) 研究内容
 - (4) 実践研究の概要と成果・課題

- 3 中学校部活動在り方検討委員会における検討について
 - (1) 目的
 - (2) 委員構成
 - (3) 検討内容

1 札幌市及び札幌市立中学校における部活動について

(1) 札幌市について

【基本情報】

■人口 1,971,279人（令和4年2月1日現在）

■世帯数 977,388世帯（令和4年2月1日現在）

■面積 1,121.26km²

■市立中学校数 99校（令和3年度 分校2校含む）

市立中等教育学校 1校 ※以下、市立中学校には、中等教育学校前期課程を含む。

(2) 札幌市立中学校における部活動について

① 部活動の設置状況

令和3年度における部活動の設置数は、1,212であり、うち運動部活動が971、文化部活動が241である。

② 部活動に係る取組

A 部活動の方針の策定

札幌市においては、平成26年に設置した運動部活動在り方検討委員会の議論等を踏まえ、平成29年11月に、「札幌市立学校における部活動活動基準」を設定し、平成30年4月から実施している。

平成30年3月にスポーツ庁から示された「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、平成30年12月に文化庁から示された「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、平成31年1月30日に策定された「北海道の部活動の在り方に関する方針」等を踏まえ、平成31年3月に、札幌市の部活動の在り方が明確となるよう「札幌市立学校に係る部活動の方針」を策定した。各学校では、本方針に則り、部活動に係る方針をそれぞれ作成し、生徒に生きる力が育まれる部活動が推進されている。

B 外部人材の活用

■ 部活動指導員

部活動の運営を単独で行うことができる。令和元年度までは、運動部活動を対象に「外部顧問（非常勤職員）」として導入していたが、令和

2年度からは文化部活動にも対象を広げ、「部活動指導員（会計年度任用職員）」として教育委員会が任用し、学校のニーズに応じて派遣している。

教員が顧問とならなくとも、単独で部活動を運営できることから、派遣する学校における働き方改革に大きく資する取組である。

令和元年度は9人の外部顧問を、令和2年度は、部活動指導員と名称を変更し45名を派遣、令和3年度は55名を派遣している。令和4年度も増員を予定している。

■ 特別外部指導者

休日において、顧問教諭不在時においても部活動の指導ができる。練習試合等については、会場が市内であれば、その引率や指導も可能である。これまでは、運動部活動のみを対象としてきたが、令和4年度から文化部活動にも対象を拡大する予定である。

各学校からの推薦に基づき、教育委員会において登録した上で、謝金を措置している。

令和3年度は27名の特別外部指導者が活動している。

■ 外部指導者

日常の部活動において、顧問教諭と共に指導を行うことができる。

各学校において委任し、届け出があった場合、教育委員会において傷害保険を措置している。

令和3年度に、保険を措置している外部指導者の人数は、令和3年8月末時点で81名である。

③ 部活動の課題

ア 生徒の負担に係る課題

かつては、一部の部活動において、活動時間が長時間に及んでいたほか、定期的な休養日が設定されておらず、生徒の成長期における安全面、健康面で、負担が加重になりがちな状況がみられていた。

現在は、平成31年3月に策定した「札幌市立学校に係る部活動の方針」を踏まえ、各学校が部活動の方針を策定し、生徒にとって過重な負担とな

らないよう、適切な部活動運営が進められている。

イ 部活動の維持及び教職員の負担に係る課題

少子化に伴う学校規模の縮小の影響により教員数も減少しており、学校によっては部活動の運営体制の維持が難しくなっている。こうした状況を踏まえ、札幌市では、複数校による合同チームの結成や、隣接する他校の運動部活動に参加できる仕組みを整えるなどの取組を進め、生徒の活動機会の確保に努めてきたところである。

しかしながら、競技経験のない教員の負担軽減や、休日に顧問が指導できない場合の生徒の活動機会の確保は喫緊の課題である。

2 モデル校における実践研究について

(1) 目的

学校の働き方改革を踏まえた部活動改革を推進するため、民間事業者と連携した休日の部活動運営の在り方について、モデル校における実践により得られた成果と課題を基に検討を進めることを目的として、本実践研究を実施した。

(2) 実施体制

① モデル校について

市立中学校（中等教育学校前期課程を含む）の運動部活動（常設部活動）から、5つの部活動を公募により選定し、当該部活動を設置する学校をモデル校とした。

いずれの学校も、対象部活動について、「顧問教諭に競技種目の経験がなく、専門的な知識をもっていない」「顧問教諭は、家庭事情等により、土、日、祝日の指導が難しい。」「部活動指導員、特別外部指導者、外部指導者等の派遣はない。」などの課題を抱えていることから、本実践研究のモデル校として選定した。

モデル校の概要を以下に示す。

※対象部活動の部員数は、モデル校申請時の数値

※児童生徒数、学級数、職員数は、令和3年5月1日時点の数値

■ 札幌市立西岡中学校

- ・対象部活動：女子バレーボール部（部員数：22人）
- ・児童生徒数：377人（14学級）
- ・職員数：32人

■ 札幌市立石山中学校

- ・対象部活動：男女バドミントン部（部員数：21人）
- ・児童生徒数：247人（9学級）
- ・職員数：26人

■ 札幌市立手稲西中学校

- ・対象部活動：男女陸上部（部員数：8人）
- ・児童生徒数：134人（5学級）
- ・職員数：19人

■ 札幌市立羊丘中学校

- ・対象部活動：男女卓球部（部員数：14人）
- ・児童生徒数：640人（20学級）
- ・職員数：41人

■ 札幌市立篠路西中学校

- ・対象部活動：女子バスケットボール部（部員数：17人）
- ・児童生徒数：441人（16学級）
- ・職員数：37人

② 運営団体について

- ・団体名称：リーフラス株式会社（北海道支社）
- ・事業内容：
 - 【スポーツ部門】 スポーツスクール事業、イベント事業、コマース事業、アライアンス事業
 - 【ソーシャル部門】 部活動支援事業、地域共働事業、ヘルスケア事業
- ・確保方法：一般競争入札

(3) 研究内容

① 概要

5つのモデル校の対象部活動において、「札幌市立学校における部活動活動基準」に基づき、週1回を原則とし、休日（土日祝日等）の部活動を運営団体により運営。

② モデル校における実施体制

以下の人材を、運営団体により確保し各モデル校に派遣した。

■ 運営管理責任者

モデル校において、総合調整及び専門指導員の管理・運用を担う。運営団体の常勤雇用者であり、日中や活動時間中等は必ず保護者からの連絡を受けられるようにし、必要に応じて迅速に現地対応ができる者とした。

【活動内容】

- ・教育委員会、モデル校との連絡調整

- ・活動計画の作成、提出
- ・学校との連絡調整
- ・試合等への参加にかかる調整
- ・活動中止の判断
- ・活動中の事故やけがへの対応及び報告
- ・参加生徒の保護者への連絡調整
- ・専門指導員による指導状況の確認
- ・平日・休日間の引継ぎ（週1回平日に実施）
- ・学校施設及び物品の使用管理
- ・専門指導員の管理・運用
- ・専門指導員への指導・助言
- ・専門指導員の勤怠管理
- ・専門指導員の急な欠員補充対応

■ 専門指導員

運営管理責任者の管理の下、休日における、担当する部活動の指導及び安全管理等を担う。活動期間を通して原則同一の者とし、指導種目の実施経験がある者で、以下のいずれかを満たす者とした。

- 部活動の指導に足る資格を有する者
- 部活動の指導者に足る資格に準じた研修を修了した者
- これまでの経歴から、指導を行うのに十分な知識や技術を有していると札幌市教育委員会が認めた者

【活動内容】

- ・当日の指導内容の計画・指示
- ・生徒の出欠状況把握・記録
- ・生徒への指導及び安全管理（下校指導を含む）
- ・学校外で活動を行う場合の生徒の引率及び監督等
- ・活動中の事故やけがへの対応及び報告
- ・運営管理責任者との連絡調整
- ・学校との情報共有

【実際に派遣した専門指導員について】

モデル校	種目	競技歴 (指導歴)	資格等	属性
西岡中	バレーボール	12年 (2年)	公認Cコーチ	民間企業に所属する 競技・指導経験者
石山中	バドミントン	10年 (3年)	スポーツ協会公認指導者 教員免許(中高保体)	民間企業に所属する 競技・指導経験者
手稲西中	陸上	14年 (7年)	スポーツ協会公認指導者	民間企業に所属する 競技・指導経験者
羊丘中	卓球	20年 (2年)	—	民間企業に所属する 競技・指導経験者
篠路西中	バスケット ボール	12年 (2年)	アスレチックト レーナー	民間企業に所属する 競技・指導経験者

(4) 実践研究の概要と成果・課題

① 保護者理解を得る取組について

実践研究の実施に先立ち、5つのモデル校において、保護者説明会を実施し、教育委員会担当者から事業趣旨を伝えるとともに、運営団体から、運営体制や指導体制、休日部活動参加に係る傷害保険の説明、専門指導員の紹介、今後の連絡体制の確認等を行った。

参加した保護者からは、本事業への期待や、平日部活動との違いに関する質問などが寄せられた。

実際に指導に当たる専門指導員が参加し、直接挨拶するとともに、指導に当たっての意欲を表明し、活動に当たっての配慮点を伝えた。

また、休日部活動の実施日には、生徒の活動の様子や連絡事項等について、運営管理責任者から保護者に対して、電子メールにて毎回連絡を行った。

以上の取組をとおして、専門指導員及び運営管理責任者の姿勢や配慮が保護者に伝わることで、休日部活動への信頼を得ることができたと考える。

しかしながら、仮に全ての部活動を対象とした場合、大量の個人情報の適切かつ安全な管理の手立てについて検討する必要がある。

② 学校部活動との接続と教員の負担軽減について

事業開始前に、教育委員会と運営団体との打合せを繰り返し行い、以下の

事柄について共通理解を図った。

- ・ 札幌市の学校教育における部活動の位置付け、方針
- ・ 札幌市の部活動改革に向けたこれまでの取組
- ・ 本事業実施に当たって想定される課題
- ・ 部活動における感染症対策

さらに、教育委員会と運営団体とで各モデル校を訪問し、管理職及び部活動担当者から、モデル校及び対象部活動の状況、指導に当たって大切にしていることなどをヒアリングするとともに、具体的な進め方について相談した。

事業開始後は、指導状況について共有するため、週に1度、必ず顧問教諭と運営団体とで引継ぎを行う打合せの機会を設定した。

対象部活動生徒を対象とした意識調査（12月実施の中間評価）では、ほぼ100%の生徒が「評価する」と回答しており、以上の取組をとおして、学校部活動との円滑な接続が図られ、生徒にとって違和感のない、連続性・一貫性のある指導を展開することができたと考える。

5つの対象部活動の顧問教諭を対象とした意識調査（12月実施の中間評価）では、全員が本実践研究を肯定的に評価しており、運営団体が運営した休日部活動の実施日には、顧問教諭は部活動に従事する必要がなく、かつ、毎回の引継ぎにより安心して委ねることもできたため、教員の負担軽減に効果的であったと考えられる。

しかしながら、引継ぎに関する毎回の打合せは、顧問教諭にとって負担となることも想定されるため、ICTを活用するなど、限られた時間で、効果的な情報共有や相談をすることができる手立てについて検討する必要がある。

③ 専門指導員の専門性について

今年度の事業では、対象部活動の状況を的確に把握したうえで、運営団体において適切な人材を確保した。生徒にとって活動の質が高まることはもちろん、競技経験のない教員にとって指導スキルを高める機会ともなった。

しかしながら、今後、対象となる部活動の数を増やしていった場合、本実践研究と同等の人材を確保できるとは限らない。既に内在する人材の確保方策とともに、適切な指導ができる人材を育成するという長期的な視点での検討も必要と考える。

④ 参加生徒を対象とする傷害保険について

今年度は、「スポーツ安全保険」と他の民間保険とを併せて加入することにより、スポーツ振興センターと同等の補償内容を担保することができた。

本実践研究では、受益者負担としなかったが、地域移行を拡大した場合の保険負担の在り方については、今後の検討事項である。

⑤ 施設管理について

札幌市においては、休日の学校施設の管理を「日直代行員」という外部人材が担っており、その勤務時間は 16 時までとなっている。そのため、本実践研究においては、本市職員ではない運営団体が運営する対象部活動の活動時間は、必然的に 16 時までとせざるを得なく、各モデル校における、他の部活動との場所割りに困難さがあったことについては、今後の検討課題である。

3 中学校部活動在り方検討委員会における検討について

(1) 目的

生徒にとって望ましい部活動の環境の構築と、学校の働き方改革を考慮した部活動改革の推進を目指し、令和3年度の本市におけるモデル事業での成果や課題を整理し、学校と地域が協働・融合した部活動の在り方について検討することを目的とした。

(2) 委員構成

学識経験者（大学准教授）、モデル校校長、札幌市校長会、札幌市中体連、札幌市中文連、運営団体担当者、札幌市教育委員会

(3) 検討内容

令和3年度は、2回の検討委員会を開催した。モデル校からの報告と委員による協議を通して、以下の課題が挙げられた。

① 令和3年度のモデル事業の成果と課題の整理

2(4)のとおり。

② 令和5年度以降の段階的な地域移行に向けた検討課題の洗い出し

ア 主に部活動のねらい・内容に関わる課題

- ・現在も、生徒や保護者が部活動に求めるものは多様であり、今後の部活動の在り方を考えるに当たっても、誰もがプロ選手等を目指しているわけではないということを踏まえる必要がある。
- ・保護者の意向も踏まえつつ、部活動と生徒指導とのバランスをとることが重要である。
- ・専門性の高い指導者であっても、勝利至上主義の指導内容とならないように配慮する必要がある。

イ 主に指導者に関わる課題

- ・これまでは、部活動の顧問について「やりがいがある」「当然の職務である」といった認識が前面に出ていたが、実態は、コーチや相談役など「何でも屋」になっており、魅力的であるものの、過酷な労働となっていることを踏まえる必要がある。

- ・生徒数の減少に伴い教員数も減少するものの、部活動の設置数は大きく変化していないことから教員の負担が増しているとも考えられる。
- ・兼職兼業による地域部活動への従事を希望する教員がいた場合に生じる事務手続きの負担をどうすべきか。管理職が担うとなれば、働き方改革とはならない。
- ・今後、多くの人材を確保することになった場合、民間事業者のもつリソースを活用することが効果的だが、自治体として人材の質の基準をどのレベルまで求めるかの見極めが重要となってくる。

ウ 大会やコンクール等に関わる課題

- ・大会の運営、引率に当たっての教員の負担軽減を考えていく必要がある。
- ・従来の大会を精選したとしても、新たな大会が生まれるのではないかという懸念がある。
- ・スポーツ庁の定めたガイドラインでは、大会の回数等が過度な負担にならないようにすることとされているが、「過度な負担」という言葉をどう判断し、どこで歯止めをかけるべきかを判断することは難しい。
- ・現在、教員が運営を担っている、中学校体育連盟の組織の在り方について議論する必要がある。

エ その他

- ・けがや活動場所へ移動中の事故やトラブルについての対応をしっかりと考えておくことが大切である。
- ・休日の部活動における学校施設の管理を、学校管理職が担うことになれば働き方改革にはつながらない。
- ・地域移行に伴い、保護者の経済的負担が増した場合、部活動に参加する生徒が減少するのではないか。
- ・種目によっては、特有の必要経費があるため、地域に移行した際に、その経費をどこが負担するのが難しい。

次年度も、以上の課題を踏まえて、モデル校における実践研究を実施し、札幌市スポーツ局も加えた体制により、令和5年度からの休日の部活動の段階的移行に向けて更なる検討を進めていく。